

会議録	
■ 会議名	倉敷市子ども・子育て支援審議会（令和6年度第2回）
■ 日時	令和6年10月25日（金）14:03～16:00
■ 場所	倉敷市市役所 10階大会議室
■ 出席者	<p>○出席委員（17人） 池田委員、今城委員、大江委員、尾跡委員、木戸委員、塩尻委員、田崎委員、津田委員、蓮井委員、林委員、藤原委員、前原委員、松井委員、道久委員、森永委員、守屋委員、横溝委員 ※欠席：岡本委員、下宮委員、薬師寺委員</p> <p>○事務局 保健福祉局：森局長 子ども未来部：月本部長、兼田参事（子ども相談センター所長）、別府副参事（子育て支援課長）、岡野副参事（保育・幼稚園課長） 子ども相談センター：赤木所長代理 保育・幼稚園課：鎌田課長代理 保育・幼稚園支援室：内田室長 社会福祉部：八方次長（福祉援護課長）、山田副参事（障がい福祉課長） 福祉援護課：多田主幹 市保健所：河本副参事（健康づくり課長） 学事課：野口学事主任 指導課：岩切課長補佐 生涯学習部：丸野次長（生涯学習課長） 生涯学習課：三宅主幹 子育て支援課：火口課長代理、山本主任、尾川副主任、石原主事、宇喜多</p>
■ 傍聴者	傍聴者 1人
■ 次第	<p>1 開会 2 議事 （1）（仮称）第二次くらしき子ども未来プラン（第三期倉敷市子ども・子育て支援事業計画）素案について （2）「くらしき子ども未来プラン後期計画 実施計画2024」について 3 閉会</p>
■ その他	当日「【資料2】第二次くらしき子ども未来プラン（素案）」の差し替えを行ったことに伴い、資料と会議録のページ数が一部異なる場合があります。

## 1 開会

事務局： お待たせいたしました。定刻も過ぎておりますので、ただいまから、今年度2回目の倉敷市子ども・子育て支援審議会を開催いたします。先ほどもお伝えしましたが、本審議会の開催が期日前投票の期間と重りまして、車が止めづらく皆様にはご不便をおかけして大変申し訳ございません。

本日の審議会は、お手元にあります次第にしたがって進めてまいります。

この審議会は、本任期最初の審議会において、「倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づき、「公開」「非公開」をお諮りしまして、公開することをご決定いただいております。

本日は、1名の方が傍聴されております。

それでは、開会にあたりまして、保健福祉局長の森が一言ご挨拶申し上げます。

森 局長： 皆様こんにちは。保健福祉局の森と申します。

本日は、お忙しい中、令和6年度第2回倉敷市子ども・子育て支援審議会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から、本市の保健福祉行政の推進にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、現行計画でありますくらしき子ども未来プランが令和6年度で区切りを迎えます。本日の審議会では、次期計画であります（仮称）第二次くらしき子ども未来プランにつきまして、計画の素案ができましたので、今後の策定スケジュールとともに皆様にご説明させていただきます。ご審議いただく予定としております。また、現行計画の「くらしき子ども未来プラン後期計画 実施計画2024」につきましても、ご報告する予定としております。

限られた時間の中ではございますが、様々なお立場で、経験豊富な委員の皆様方から、幅広くご意見を賜りたいと存じます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 本日は、委員20名中、16名の方にご出席いただいております。

過半数に達しておりますので、倉敷市子ども・子育て支援審議会条例第5条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、感染症対策として引き続き、二酸化炭素濃度測定器を設置しております。審議中においても、室内の二酸化炭素濃度が高くなりますと、警告音が鳴る場合があります。その際には室内の換気を行いますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

事務局： また、1名の委員の交代がありましたので、ここでご紹介をさせていただきます。

【資料1】をご覧ください。

倉敷市公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会から、前原委員にご出席いただいております。

委員： 前原です。よろしくお願いいたします。

事務局： それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に配付資料について、確認させていただきます。まず、事前にお配りしている資料として、次第、【資料1】委員名簿、【資料2】第二次くらしき子ども未来プラン（素案）、【資料3】策定スケジュール、【資料4】くらし

き子ども未来プラン後期計画 実施計画2024」は、送付させていただいておりました。

また、机の上に置かせていただいております、差し替えとなる新たな次第、【資料5】第二次暮らしき子ども未来プラン（素案）策定のポイント、【資料6】こども・若者意見聴取会の実施結果について、送付させていただいたときに資料が間に合いませんでした、資料の差し替えが3枚あると思います。

乱調不備、お忘れ等はないでしょうか。

## 2 議事

### (1) (仮称) 第二次暮らしき子ども未来プラン（第三期倉敷市子ども・子育て支援事業計画）素案について

事務局： それでは、ここからの進行につきましては、会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

会長： はい。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第の「2 議事」に入ります。議事の1番目、(仮称) 第二次暮らしき子ども未来プラン（第三期倉敷市子ども・子育て支援事業計画）素案について、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、議事の1番目、(仮称) 第二次暮らしき子ども未来プランの素案について、ご説明をいたします。運営要綱第2条第3項第3号の規定により、子ども・子育て支援事業計画の制定又は変更に当たり、ご意見を伺うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、計画素案のご説明の前に、前回の審議会からの策定の経過内容と今後のスケジュールをご報告いたします。お手元に、【資料3】のスケジュールをご用意ください。前回7月の審議会では、策定方針や、アンケート調査等の結果を報告させていただき、ご意見をいただいたところです。その後、8月には、夏休みを利用し、市内の大学生、高校生、中学生、小学生を対象に、グループインタビュー形式での意見聴取会を実施いたしました。詳細につきましては、本日お配りした【資料6】をご覧ください。

高校生、大学生につきましては、8月17日、こちらの10階大会議室におきまして、高校生と大学生が入り混じったグループごとにインタビューを1人配置し、昨年度実施したアンケート調査の結果などをもとに、皆さんご自由に意見を述べていただき、アンケート調査だけでは聴くことのできない率直な意見を聴かせていただくことができました。例えば、悩みや相談のテーマにおいては、「どんな相談サービス方法だと利用したいか？」というインタビューの問いかけに対して、「顔が見えた方が安心するので、対面で相談したい」という意見もあれば、逆に、「対面や電話は苦手なので、LINEやチャットなどの方法がいい」という意見も多く見られました。各施策における相談体制、情報発信などのツールについて、より多様な方法での提供を求められていることがこの内容から考えられます。

また、倉敷市における子育て環境というテーマでは、「倉敷市には、子育てサービスがたくさんあり、地域と交流がしやすいと思う」とか、「安全な環境である」という良い印象を持つ意見が多く、さらにより良い環境にするには、「親子や子どもが遊べる場所がもっと増えると良い」、「相談しやすい環境があると良い」、「保育士さんが不足しているので、もっ

と働きやすい環境ができてほしい」などの意見を聴くことができました。

さらに、小学生・中学生については、普段から遊びに来ている児童館で意見聴取を実施し、真備、児島、水島の3館において、リラックスした雰囲気で行いました。ここでは例えば、インターネットやテレビ、ゲームなどの利用についてのテーマの中で、「時間などの利用制限をすることをどう思うか？」という問いかけには、「必要だ」という意見が多く、「家族とルールづくりをしている」、さらに「制限がないと怖い」という意見もありました。こどもたちにとって、インターネットなどのメディアの利用方法やルールなどを正しく理解する必要性が求められていると思われます。

以上の聴取会におけるこども・若者の意見や昨年度実施したアンケート調査の結果も参考にさせていただき、計画素案の策定にあたって、庁内における作業部会や各部署からの意見をもとに調整・協議を行い、修正や事業の追加等を行いました。さらに、10月15日開催の少子化対策推進本部幹事会、それから10月21日の少子化対策推進本部会議を経て市としての素案を確定いたしました。

今後につきましては、本日委員の皆様のご意見をいただいた後に、11月13日から12月12日までの約1か月間、パブリックコメントを実施いたします。その後、来年1月に入り、8日に先ほどの幹事会、それから14日に本部会議を開催し、パブリックコメントの意見を踏まえた市としての計画案を確定後、1月23日の第3回子ども・子育て支援審議会においてご報告をさせていただきます。そして、その後で子ども・子育て支援法に基づく県との協議を経て、3月に策定・公表することとしております。

なお、これから長々と説明をさせていただき、説明後、今回の素案についてご意見やご質問等をお伺いしますが、ご意見等によっては、各部署との協議が必要になる場合がございます。そのため、この場で結果が出ない内容に関しましては、後日改めて庁内で協議の上、その結果について一覧表にして、パブリックコメント用の素案とともにお送りさせていただきます。ご確認いただければと思っております。内容によっては、必要に応じてご意見をいただきました委員の方へ個別にご連絡をさせていただく場合もございますのでよろしくお願いをいたします。

また、パブリックコメント実施までに発生したそのほかの修正等につきましても、同様に後日お送りする一覧表においてお示しさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、計画素案につきまして、現計画からの変更点等を中心に、ページ順にご説明させていただきます。お手元に、【資料2】素案、それから修正箇所にかかる差し替えのページ、あわせて「くらしき子ども未来プラン後期計画」のピンク色の冊子、「令和4年度中間見直し」の水色の冊子をご用意ください。もし不備等ございましたらお申し付けください。よろしいでしょうか。

まず、表紙についてですが、現計画の計画名を踏襲し、(仮称)第二次くらしき子ども未来プランとしております。

ではページをめくっていただいて、まずは、市長の挨拶のページになります。こちらは計画案が確定したのち、掲載させていただく予定としております。

次のページが目次でございます。内容構成につきましては、現計画を踏襲し、大きな変更はございませんが、計画の主要部分として、第4章「こども・若者・子育ての施策」、第5章「今後5か年の主要事業の「量の見込み」と「確保方策」」で構成されております。

では、ページをめくっていただいて、1ページ目「1 策定の背景」でございます。現計画策定時より、こどもや子育て、若者を取り巻く課題はさらに多様化、複雑化の様相を呈しています。そのような中、国は令和5年4月には「こども基本法」を施行し、「こども

まんなか社会」の実現を掲げ、こども家庭庁の創設のもと、「こども大綱」や「こども未来戦略」などを策定し、こども政策を強力に推進しております。本市におきましても、平成24年4月に施行した「倉敷市子ども条例」のもと、国の動向や新たな課題に対応し、これまでの取組をさらに推し進めるため、新しい計画となる第二次子ども未来プランを策定いたします。

続きまして、2ページ「2 計画の位置付けと性格」です。6行目から7行目にかけてですが、前計画に引き続き、以下の各法令等に基づく計画を包含し、さらに本計画より、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として一体的に策定いたします。

令和4年にこども基本法が成立し、その中で、市町村は、こども大綱、都道府県こども計画を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされています。また、こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を1つに束ね、こども施策に関する基本的な方針等を一元的に定めており、このこども大綱を勘案してこども計画を策定するようになります。

倉敷市では、計画期間が令和6年度までの現行計画であります。くらしき子ども未来プランでも、すでに子ども・若者計画、それから子どもの貧困対策計画等を含んで、こども大綱に沿った形で計画が策定されておりますので、これまでの計画を踏襲する形で、市町村こども計画として、第二次くらしき子ども未来プランを策定するよう考えております。

続いて3ページ目になります。「(2) 計画の対象」をご覧ください。計画の対象を、すべてのこども・若者と子育て家庭としており、こどもをひらがなの「こども」としています。こども基本法において、「こども」とは心身の発達の過程にあるものとされており、基本理念として、すべてのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で区切ることがないように、ひらがなの「こども」が使われております。これを踏まえ、これまでの計画ではこどもを子が漢字の「子ども」、定義としては18歳未満としていたところですが、本計画ではひらがなの「こども」とさせていただきます、ただし固有名詞や法令等で定めるものはそのままですが、漢字の「子ども」をひらがなの「こども」に変更しております。

続きまして、4ページ「3 計画の期間」をご覧ください。一番下の⑦第二次くらしき子ども未来プランの計画期間ですが、こども大綱は5年後を目途に見直すこととされておりますので、その期間と合わせ、本計画も計画期間を令和7年度から令和11年度までの5年間としております。

続きまして5ページ目「4 計画の策定体制等」です。市民の意向の把握につきましては、こども基本法第11条のもと、こども・若者の意見聴取を実施し、12ページにかけて、アンケート調査、意見聴取会の実施、関係団体等へのヒアリング、パブリックコメントの内容の記載をしております。

次に、6ページの「5 計画の推進」ですが、こちらも現行計画に引き続き、毎年度「実施計画」として、計画内容である各施策を構成する各事業、評価指標、主要事業の量の見込みと確保方策について進捗管理を行い、本審議会に報告し、実施状況の点検及び評価をしていただくこととしております。なお、議事の2番目におきまして、今年度の「実施計画2024」のご報告をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、7ページ目、「第2章 基本理念」です。現計画と同様に、「すべてのこどもが幸せに暮らせるまち」を基本理念としております。今般、「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す」ことを目的として施行されたこども基本法の理念として合致するものでございます。ですので、現計画が

ら引き続き同じ基本理念となっております。

続きまして、8ページ目、「3 柱・施策領域・施策目標」につきまして、引き続き、現計画の枠組みのもとに構成しております。こちらは、施策体系の変更として、後ほどまとめてご説明をいたします。

次の9ページに移ります。こちらは、本日お配りしております、差し替えのページの9ページから12ページをご覧ください。「1 こども・子育ての概況」として、人口推移の推計を行っております。10ページ目は、0～11歳の人口推移です。なお、差し替えの11ページ、12ページについては、市全体に加え、各区域のグラフを追加しております。この各区域のグラフについては、素案48ページから51ページに掲載していたものですが、見やすさを考えて、前の方にまとめて掲載するものでございます。このため、差し替え後はページ番号が2ページずれていくこととなるのですが、分かりにくくなりますので、以降の説明についても、事前配付資料の素案のページ番号でご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。なお、この内容ですと0～11歳人口については、各区域とも減少傾向が続いていく推計となっております。

続きまして、素案に戻っていただいて、11ページをご覧ください。「(3) 合計特殊出生率」のグラフでございます。最新の令和5年度の値をお示ししております。令和5年度も国・県同様に減少となり、倉敷市は1.38人となっておりますが、引き続き、これまで同様に国や岡山県よりは高い水準を保っております。

続きまして、その下、新しい項目となりますが、「(4) 若年女性人口減少率」をご覧ください。令和6年4月に人口戦略会議より発表された、地方自治体の「持続可能性」分析レポートによりますと、本市については消滅可能性都市の目安となる若年女性人口減少率が、平成26年に発表された分析数値より4.7ポイント改善しております。今後も、結婚、妊娠、出産、子育て支援の充実をはじめとして、出会いの場の提供や、職場や地域社会全体での子育てを支援していく環境の整備などの取組を続けて、特に若い世代の方々には、地元へ愛着を持ち、地元で仕事と子育てを両立してもらえたらと思っております。

続いて、12ページをご覧ください。こちらは、前回の審議会でもご報告させていただいた、ニーズ調査、こども・若者意向調査の結果概要、また13ページから16ページにかけて、調査結果の内容から「情報発信について」、「インターネットの利用状況について」、「倉敷市のこども・若者への支援について」の結果を抜粋し、掲載をしております。

続きまして、17ページをご覧ください。ここからのページにつきましては、比較のため、現計画からの主な変更点について説明してまいります。ポイントを分かりやすくするために、主な変更箇所については赤字としております。

ではまず、課題や施策の説明の前に、施策の体系の変更点についてご説明いたします。22ページから24ページをご覧ください。こちらが、本計画における施策の体系となります。お手数ですが、お手元のピンク色の後期計画をご用意いただき、そちらの15、16ページをお開きください。現計画からの変更点でございますが、まず、体系の柱について、ピンクの冊子の現計画16ページでは、下の「地域」という柱の中に、「青少年」という施策領域がございます。こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を目指すと言われており、こども大綱を踏まえ、生まれる前から乳幼児期、学齢期、青年期と切れ目のない支援に取り組むべく、最初の柱である「こども」に「若者」を加え、施策の柱の1を「こども・若者」としております。それに伴いまして、これまで「青少年」の領域にあった3つの単位施策のうち、「37 子ども・若者の、将来を拓く力を応援する」、「38 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する」を柱「こども・若者」の「生きる力」の施策領域に移

し、再構成しております。それが素案22ページの体系となっております。また、残りの「39 地域とともに青少年の健全育成を進める」につきましては、同じ「地域」の柱の中の「地域連携」の領域に再構成いたしました。素案は24ページをご覧ください。なお、この「地域」の柱には、就労環境などの施策領域も含まれており、地域・社会での取組が必要ですので、施策の柱3を、「地域・社会」としてしております。

以上の施策体系の変更を踏まえ、ページを戻りまして、17ページ「柱／施策領域別の課題」の主な変更箇所をご説明いたします。まず、「こども・若者」の柱、「①人権尊重」の施策領域において、最初の課題にヤングケアラーを追加しております。次に、「②母子保健・医療」の施策領域において、最初の課題に、「伴走型相談支援として切れ目なく」と追記しております。次にその下、「将来の妊娠を見据え、妊娠する前の女性に対して健康づくりに関する啓発を行うことが必要です」と新たな課題を追加しております。

続きまして、18ページをご覧ください。先ほどの抜粋した調査結果にもございましたように、「④生きる力」の施策領域にこどもの安全安心なインターネットの利用についての課題を追加しております。これは、こども・若者聴取会で聴かせていただいた意見に対する課題でもあります。

続いて19ページへ移ります。ページ最初の課題について、様々な困難を抱えるこどもについての記述ですが、表現を修正しております。次に、その下の課題について、もともと「青少年が」となっておりましたが、広く「こども・若者」という表現に修正しております。

続いて20ページをご覧ください。「地域・社会」の柱「①地域連携」について、2つ目の課題、地域の子育て支援のネットワークづくりに、「こどもの居場所づくり」を追加しております。次にページの一番下の課題について、「青少年一人一人」とありますが、すみません、ここは「青少年」を「こども・若者」に修正をお願いいたします。

続いて21ページをご覧ください。「③安全環境」の最初の課題でございますが、「こどもが安全で安心して過ごすことができる住居」を追加しております。また、もともと現行計画では「住宅」としていたものを「住居」と修正し、住む場所という意味だけではなく、そこでの「生活」も含めた意味合いとなるような表現としております。

続きまして、施策体系のページをはさみまして、25ページに移ります。ここから46ページまでが各单位施策の施策内容となります。

まず25ページから、柱の1つ目、「こども・若者」についての単位施策から説明いたします。単位施策1「こどもの人権についての教育・啓発を推進する」について、ヤングケアラーへの支援の1つとして、ヤングケアラーの啓発についての施策を追加しております。

続いて26ページをご覧ください。単位施策4「母子の健康の確保・増進を図る」について、1つ目の項目に「伴走型相談支援として切れ目ない」と追加をしております。次にその2つ下に、多胎妊産婦への支援について妊婦健康診査、産後ケア、産後ヘルパーの内容を新たに追加しております。次に、単位施策4の最後の項目に、妊娠する前からの健康づくりについて知識の普及の取組を新たに追加しております。

続いて単位施策5「こどもの発達段階に応じた食育を推進する」の1つ目の項目について、ライフコースアプローチの視点をもった、栄養相談や離乳食と歯の教室などの、こどもの健全育成の支援の内容に変更しております。また、この単位施策について、27ページに食育に関する新たな図を掲載しております。

続いて27ページ、単位施策6「地域保健・小児救急医療体制を充実させる」です。一部表現を修正しております。もともとは充実を図るということでしたが、確保・充実に努めるとさせていただいております。

続いて、めくって28ページをご覧ください。単位施策7「就学前教育・保育実践の改善・向上を図る」です。1つ目の項目について、「保育士の負担軽減や処遇改善、離職防止に向けた研修会の実施等」の内容を追加しております。

続いて、単位施策9「就学前教育・保育基盤を強化する」です。3つ目の項目について、「老朽化対策や環境改善等」についての内容を追加しております。

続いて、29ページをご覧ください。単位施策10「学校教育の環境や学習内容を充実させる」です。上から2つ目の項目について、放課後学習支援員の配置において、中学校も含まれるため、修正をしております。また、もともとあった生活困窮家庭の子どもの支援については、後ほど説明させていただきますが、単位施策13に含まれるため、削除しております。次に、下から4番目の項目です。「情報セキュリティの確保に向けて、情報モラル教育を推進するとともに、家庭と連携して安全なインターネットやスマートフォンの使い方等、指導の充実を図ります」、こちらは先に課題として挙げた、こどもの安全なインターネットの利用に関する内容として追加しております。なお、こども大綱でも、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組むこととされているところでございます。次に一番下の項目で、学校評議会制度から学校運営協議会制度へ移行しているため、追加をしております。

続いて、30ページをご覧ください。単位施策11「様々な体験や活動を通じて学ぶ場、機会を充実させる」です。下から2番目の項目について、こどもたちへの環境教育の充実を図る内容に修正をしております。次に、その下、最後の項目について、こちらも修正がございまして、お配りしている差し替えの32ページをお手元にご用意ください。「中、高等学校で、働くことの知識やルール等を学ぶ講座や地元企業が行う作業体験講座を実施することで、若いうちから地元企業の良さや魅力を知ってもらい、地域への愛着を深めるとともに、職業観の育成を図ります」と、キャリア教育に関する施策の内容を追加しております。

続きまして、素案に戻っていただいて、31ページをご覧ください。単位施策13「こどもの貧困状態が改善され、将来も貧困状態にならないよう、切れ目なく支援する」でございまして、2つ目の項目について、保護者への養育支援や就労支援、家計支援等の実施を追加しております。こどもの貧困状態の改善のためには、家庭への支援も併せて必要であるという観点からのものでございます。

続いて、単位施策14「困難を有するこども・若者やその家族を支援する」でございまして、1つ目の項目について、不登校やその傾向にある児童生徒に対する「ふれあい教室」の実施内容を追加しております。次にその2つ下、心のケアや自立生活支援を必要とするこどもや家族について、「ヤングケアラー」を追加しております。

続いて、単位施策15「こども・若者の将来を拓く力を応援する」でございまして、32ページになりますが、上から2つ目の項目について、現計画では「成人式」から「二十歳の集い」の記載内容に修正をしております。写真も新しいものに替えております。次に、その2つ下の項目について、こちら労働雇用政策課が実施しております「倉敷の仕事と人をつなぐ」若者応援事業について、新たに追加しております。次に、その下、最後の項目について、結婚支援策の提供にかかる取組を新たに追加しております。倉敷・高梁川流域マリッジサポートセンター、こちらは結婚相談所になりますけれども、それから婚活イベント等の実施といったものでございます。

続いて、33ページをご覧ください。こちらは現計画の形態を踏襲し、評価指標と目標値のページを柱ごとに設け、単位施策ごとに設定するものでございます。施策番号としている番号が、単位施策の番号となっております。「こども・若者」の柱を構成する1から1

5までの単位施策について、引き続き評価を図っていくため、評価指標は同様としております。実績値については令和5年度の数值、目標値には計画末の令和11年度の数值を設定しています。新しく設定したものは赤字、現計画と同数値は黒字のままとなっております。なお、この数値は引き続き市の総合計画や、教育振興基本計画とも整合性を図ったものとなっております。なお、14番目の評価指標「不登校児童・生徒出現率」につきましては、10月末から11月上旬ごろに令和5年度の実績値が算出されるため、現時点では令和4年度の数値を掲載しております。なお、パブリックコメント時の素案には、令和5年度の実績値を掲載する予定としております。

では、34ページになります。ここからは、柱の2つ目「子育て」に関する単位施策の説明でございます。次の35ページをご覧ください。単位施策19「親子や親同士の交流、子育ての仲間づくりを促進する」です。上から2つ目、学校園での家庭教育に関するワークショップの実施について、新たに追加をしております。次にその下の項目について、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対する支援として、新たに追加しております。なお、この事業は、「親子関係形成支援事業」として、第5章において改めてご説明いたします。

続いて、単位施策20「子育ての相談体制を充実させる」です。最後の項目について、「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」と「子ども相談センター」の母子保健と児童福祉が連携・協働して、「こども家庭センター」として一体的な運営を行い、切れ目のない相談支援体制の充実を図ることについて新たに追加しております。こちらも第5章において、改めてご説明いたします。続いて、単位施策21「子育てに関する情報発信を充実させる」です。くらしき子育てアプリなどによる情報発信を充実させるなど、若い世代のニーズに応じた方法による情報の受発信を強化していくため、修正を行っております。

続いて、36ページをご覧ください。単位施策22「地域の子育て支援拠点を充実させる」です。最後の項目について、地域子育て支援拠点などの身近な場所での相談支援体制を充実させていくための修正をしております。

続いて、37ページをご覧ください。単位施策23「安心して子どもが生活できる場所を確保する」ですが、一番下の項目について、「すべての子どもたちの居場所を確保し」としてしております。これは、すべての子どもを対象に子どもの居場所づくりが必要であり、居場所は放課後に限るものではないことから修正を行ったものでございます。

続いて38ページをご覧ください。単位施策25「ひとり親家庭への支援を充実させる」です。最後の項目について、ひとり親家庭の養育費の確保を支援する新たな事業の実施のため、追加しております。

続いて39ページをご覧ください。単位施策26「障がいのある子どもと、その家族に対する生活支援を充実させる」について、この項目はすべて倉敷市障がい者基本計画の計画内容と整合性を図るため、全面的に内容や表現を修正するものでございます。

続いて単位施策27「子育てに伴う経済的負担を軽減する」の1つ目の項目について、現在実施している妊婦のための支援給付金「出産・子育て応援給付金」を追加するものでございます。次にその3つ下の項目について、児童手当の対象を高校生年代までの子どもに拡大した内容、未就学児や出産する被保険者の国民健康保険の減額について、追記するものでございます。次にその1つ下の項目について、高等学校等卒業後に就職する際の新生活の立ち上げ費用である就職準備給付金の内容を追加しております。次にその1つ下の項目について、子育て世帯の優先入居の内容を追記しております。次にその3つ下、最後の項目について、障がいのある子どもに対する補装具に関する記載を修正しております。続いて、単位施策28「様々な困難を抱える家庭の生活課題に着目し、寄り添う支援をす

る」の最後の項目について、ヤングケアラーへの支援の内容を新たに追加しております。

続いて、41ページをご覧ください。柱「子育て」における単位施策16から28の評価指標と目標値でございます。26番については、市の総合計画との整合性を図り、指標の表現を一部修正しております。

続いて42ページに移ります。42ページからは、柱の3つ目「地域・社会」に関する単位施策のご説明でございます。次の43ページをご覧ください。単位施策32「福祉や教育、地域が協働し、困難を抱える家庭を支える体制づくりを促進する」の1つ目の項目について、居場所づくりのための取組を推進する内容を加えております。なお、2つ目の項目について、令和7年度から本格実施となる重層的支援体制整備事業が位置付けられております。

続いて、44ページをご覧ください。単位施策35「子育てしやすい職場環境づくりを促進する」の項目について、国の実施する子育て応援サポーターの普及・啓発について追加しております。

続いて、45ページをご覧ください。単位施策37「バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する」です。1つ目の項目について、子育て支援機能の強化を図るための、整備・環境改善等の内容に修正しております。

続いて、単位施策38「こどもの事故防止対策を充実させる」でございますが、上から2つ目の項目について、整理を行い、現状に沿った内容に修正をしております。

続きまして、単位施策39「こどもを犯罪等から守るための活動を推進する」です。1つ目の項目について、内容を整理し、広報啓発に関する内容を加えたものでございます。

続いて、46ページをご覧ください。柱「地域・社会」における単位施策29から39の評価指標と目標値です。36番について、より施策内容の評価が反映するように、現行計画の評価指標から変更をしております。また新たに行う調査に基づく指標のため、実績値と目標値ともに本計画においては設定できませんが、来年度の実施計画において設定し、進捗を図っていくこととしております。

施策内容のご説明については以上でございます。

続きまして、47ページをご覧ください。この第5章につきましては、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の内容となります。主要事業の「量の見込み」と「確保方策」でございます。47ページから最後までに、令和7年度から5か年間の計画をお示ししております。

今回の量の見込みの算定につきましては、ニーズ調査の結果や今後の事業展開を踏まえ、人口の推移及び実績値等に基づく推計を、それぞれの事業ごとに算出して出しております。

前回からの大きな変更点としましては、児童福祉法改正によりまして、子育て家庭への支援の充実のため、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることとなった、「子育て世帯訪問支援事業」「親子関係形成支援事業」を本計画に追加することとしております。また、令和7年度より新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることとなった「産後ケア」につきましても、計画に追加し、今後計画的な提供体制の整備を図っていくこととしております。

続いて48ページに移ります。ご説明させていただきましたが、各区域のグラフにつきましては10ページの後へ移動しております。なお、48ページから51ページに残った各区域の表についてですが、ここで56ページをご覧ください。特定教育・保育施設等の量の見込みと確保方策ですが、こちらの定員総数の値は10月1日現在としておりますが、国の制度の関係によりまして4月1日現在とすることといたしましたので、ここを修正して、数値についても4月1日現在での数値に後日修正させていただければと思っております。

す。なお、4月1日現在としたことにより、先ほどの48ページから51ページの表も、内容が同じものになりますので、この表を削除して1つにまとめたいと思っております。ページもずれていきますが、引き続き【資料2】素案のページ番号で進めさせていただきます。

続いて、各地域子ども・子育て支援事業に追加された新たな創設内容、事業についてご説明をいたします。素案の60ページをご覧ください。まずは、利用者支援事業について、新しく創設した「こども家庭センター型」、また、こども家庭センターと密接に連携した、妊産婦・子育て世帯・こどもの身近な相談機関として創設された「地域子育て相談機関」についての体制整備を追加しております。

次に、74ページをご覧ください。「子育て世帯訪問支援事業」でございます。事業概要としましては、家事・子育てへの不安・負担を抱えた子育て家庭、核家族等での支援のない妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴したり、家事・子育て等の支援を行うことにより、家庭や養育環境を整える事業となっております。方向性としては、家事支援ヘルパー、産後ヘルパーの内容がございます。

それから、75ページをご覧ください。「親子関係形成支援事業」でございます。こちらの事業概要としましては、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク等を通じて、こどもの心身の発達状況等に応じた情報提供、相談や助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し合える場を設ける等により、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業でございます。方向性としては、以下記載の通りでございます。

最後に、76ページの「産後ケア事業」でございます。事業概要としましては、出産後1年以内の母とその子どもに対して、助産師等が心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話や育児に関する指導、相談等を行う事業です。利用者が施設に入所して産後ケアを受ける宿泊産後ケア、通所してケアを受ける日帰り産後ケア、利用者の居宅でケアを受ける訪問産後ケアがあり、産後ケアの利用料の一部を市が負担しております。方向性としては、以下の通りでございます。

長々とすみません、ご説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

#### 【質疑応答】

会 長： 長時間ご説明いただきありがとうございます。今、事務局からご説明いただきましたが、初めてみられる方はなかなか資料を見る時間もなかったかもしれません。ご説明いただいた中でご意見やご要望等、皆様にかかわりの深いところなど、特にご意見いただければと思いますがいかがでしょうか。

それでは、このまま引き続き、「くらしき子ども未来プラン後期計画 実施計画2024」について事務局からご説明いただいでよろしいでしょうか。

#### (2)「くらしき子ども未来プラン後期計画 実施計画2024」について

事務局： それでは、議事の2番目、「くらしき子ども未来プラン後期計画 実施計画2024」についてご説明いたします。お手元に【資料4】をご用意ください。これまでの説明は令和7年度からの新たな計画としてご説明させていただいたのですが、この実施計画につきましては、現在の計画であります、くらしき子ども未来プラン後期計画を実りのある成果とするために、くらしき子ども未来プランの単位施策に基づく市の具体的な事業を取りまとめたものでございます。また、先ほどの説明にもありましたが、本計画におきましても評

価指標の実績値を把握し、目標値と比較することでプランの達成度を把握いたしまして、進捗状況を踏まえて毎年見直しを行っています。前回の審議会でお示した事業一覧に加え、この度は、評価指標と「量の見込み」と「確保方策」の実績が出揃いましたので、実施計画2024として確定したものでございます。

1、2ページをご覧ください。この実施計画は、「1 実施計画の策定にあたって」、「2 実施計画シート」、「3 評価指標一覧」「4 主要事業の「量の見込み」と「確保方策」から構成されておりまして、子ども・子育て支援法第77条第1項第4号の規定に基づき、子ども・子育て支援関係施策の実施状況の評価・点検を行うため、1ページの「(4) 計画の見直し」にあるとおり、達成度の測定と計画のローリングを行うこととしております。

2ページをご覧ください。本市では、この計画において、「子ども」「子育て」「地域」という3つの柱に、「人権尊重」から「青少年」までの12の施策領域と施策目標を掲げ、その下に39項目の単位施策を設定しており、その単位施策ごとに評価指標を定めております。その目標値と毎年度の実績値を比較することで、計画の達成度を測り、進捗状況の評価・点検を行っているものでございます。なお、4ページから36ページまでの事業一覧については、前回の審議会でご説明し、ご審議いただきましたので、今回は説明を割愛させていただきます。

37ページの「くらしき子ども未来プラン(後期計画) 評価指標一覧」をご覧ください。この表の見方ですが、表の実績値の欄の左に「目指す方向性」ということで、太矢印があると思います。これは、それぞれの評価指標の目指す方向性を示しておりまして、その矢印が右上がりのものは実績値が増加することを目標とするもの、右下がりのものは実績値が減少することを目標とするものでございます。なお、実績値が減少することを目標とするものには、分かりやすいように評価指標の欄にアンダーラインを入れ、青字にしております。例えば、No.3の「児童虐待等の人権侵害の予防と早期対応を充実させる」のところで、「子どもを虐待しているのではないかと思ったことがある保護者の割合」が青字になっていますが、これは矢印が下を向いていますので減少することが目標となっています。

次に、その「目指す方向性」の右隣の欄にそれぞれの実績値を入れさせていただいており、赤字になっているところは新たに実績が入ったものとなっています。概ね令和5年度に数値が入っております。その右側の目標値の欄でございますが、計画策定時に設定しました令和6年度又は令和7年度の目標値を掲載しております。さらに、その右側の計画等の欄に○印のついているものは、本市の他の計画を引用又は引き継いでいるものでございます。その右側の備考欄はアンケート調査を行っているものについて、そのアンケートの名称を記載しております。

表の見方は以上でございますが、指標から見えるものとして、何点か申し上げますと、No.1の単位施策「子どもの人権についての教育・啓発を推進する」をご覧ください。評価指標は「日々の生活の中で、身の回りの人権が大切にされていると思う人の割合」ですが、令和5年度の数値が57.4ということで、実績値としては最高値となっており、目標値としては55ということですので、目標値を達成しております。

次に、No.6の単位施策「地域保健・小児医療体制を充実させる」の評価指標「子どものかかりつけ医を持つ家庭の割合」ですが、就学前児童の保護者は95.0、小学生の保護者は90.9となっており、目標値を達成しております。

続きまして、一番下にありますNo.19の単位施策「子育てに関する情報発信を充実させる」の評価指標として「子育てについて、必要時に必要な情報が得られていると思う保護者の割合」につきましては、この度の数値としては就学前児童の保護者として55.7、小学生の保護者としては48.3ということで目標値には届いておりませんが、昨年度か

らは上昇という結果となっております。

38ページをご覧ください。No.29の単位施策「お互いのつながりを強め、地域の子育て力を高める」という単位施策に対して、評価指標が「地域の人に支えてもらって子育てをしていると思う人の割合」ですが、方向性としては上昇ということなのですが、最新の情報では就学前児童の保護者として35.4、小学生の保護者としては43.7ということで、これまでの実績値からいえば低い数値となっております、目標値には届いていません。

また、No.38の指標をご覧ください。先ほど素案でもご説明させていただきましたが、単位施策「困難を有する子ども・若者やその家族を支援する」の評価指標「不登校児童・生徒出現率」ですが、10月末から11月上旬辺りに数値が出てきますので、また判明次第お知らせさせていただきます。

こちらの内容について駆け足でのご説明になりましたが、また内容をご覧いただけたらと思っております。

それでは次に、「主要事業の「量の見込み」と「確保方策」」でございますが、39ページをご覧ください。くらしき子ども未来プラン後期計画では、第5章において主要事業の5年間の「量の見込み」と「確保方策」を定めております。特定教育・保育施設や私学助成を受ける私立幼稚園、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ事業などの主要事業について、計画策定後の実績と「量の見込み」から令和6年度までの計画を進行管理しており、赤字が今回新たに令和5年度の実績を記入したものでございます。

表の見方ですが、43ページの特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び企業主導型保育事業の倉敷区域の表のうち、令和5年度の実績の欄をご覧ください。1号認定児については、量の見込みが2,232人に対して確保方策が3,259人となっております。1号認定児については、この数字上は1,027人の定員の空きがある状況でございます。2号認定児についても、量の見込みが3,048人に対して確保方策が3,256人となっております、数字上は208人の定員の空きがある状況でございます。3号認定児については、0歳児は量の見込みが607人に対して確保方策が744人となっております、数字上は137人の空きがある状況でございます。一方、1～2歳児については、量の見込みが2,296人に対して確保方策が2,204人となっております、92人の定員不足という状況でございます。このため、倉敷区域については、小規模保育事業の創設など定員の確保に努めているところでございます。以下、水島区域、児島区域、玉島区域とも同様の見方でございます。

また、47ページ以降から最終ページまでは、地域子ども・子育て支援事業の11事業の量の見込みと確保方策について、令和5年度もしくは6年度の実績を記入しております。またこちらの方につきましても内容をご覧いただけたらと思います。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

#### 【質疑応答】

会 長： ただいま「くらしき子ども未来プラン後期計画 実施計画2024」についてご説明いただきました。先ほどの第二次くらしき子ども未来プランとあわせてご意見等いただけたらと思いますが、今ご説明いただいた実施計画2024が、最初にご説明いただいた令和7年度からの素案の元になっている資料という見方で2つの冊子を見比べていただけたらと思います。皆様、疑問等でもお気づきのことがございましたらいかがでしょうか。

今日はたくさん数字のご紹介をいただきましたが、数字と関係のないところで、まず私からご質問してもよろしいでしょうか。前回の審議会でくらしき子育てアプリのご説明をいただいたのですが、その後の様子等少し状況をお聞かせいただけたらと思います。

事務局： ご質問ありがとうございます。くらしき子育てアプリは、育児や仕事でお忙しい保護者の手助けとなりますように、手軽にお子様の成長記録を登録できるといった便利な機能を数多く搭載しているアプリでございます。このアプリは本年3月に運用開始しております。登録者数は運用開始した令和6年3月22日時点で2,150人登録していただいておりますが、今年の9月末時点で4,033人となっております。運用開始以降利用者が約2,000人増加している状況でございます。日々の平均に換算しますと1日あたり約10人の方が新しく登録していただいている状況です。PRとして市内の保育園、幼稚園、認定こども園を通じてチラシを配布させていただきました。倉敷市の公式アプリから入ることができますし、今後も利用していただけたらありがたいと思っております。

会長： ありがとうございます。今ご紹介いただいたのは【資料4】37ページのNo.19にあります「子育てについて、必要時に必要な情報が得られていると思う保護者の割合」の必要な情報のツールの1つとして、この子育てアプリも含まれていると読み取ってよろしいでしょうか。

事務局： はい、その通りでございます。

会長： ありがとうございます。

委員： くらしき子ども未来プランで気になったのが、【資料4】38ページ20番の地域子育て支援拠点の登録状況や27番の過去1年間に子どもに関わる活動をしたことがある人の割合、29番の地域の人に支えてもらって子育てをしていると思う人の割合、そのほか37番、38番といった項目が、開始されてから数字が改善されていないように思われます。特に不登校に関して、民間企業の方が不登校支援をやられているのですが、不登校の人達をビジネスの食い物にしているというイメージがあるので、市で何か連携や対策を今後強くしていただけたらと思いますが、この辺りの数字の上りがゆるいことに関してどのように思われているかお聞きしたいです。

事務局： ご質問ありがとうございます。不登校児童・生徒の出現率の結果のお話だったと思います。明確な理由をお答えするのは難しいのですが、令和元年3月から感染症が広がったことによって、子ども達の間関係作りが上手にできるような機会が減ったのではないのかということと、学校へ行ったり行かなかったりするような分散登校もしております。なかなか上手にクラスに馴染めなかったことが原因の1つではないかと検証しております。それを受けまして、取組はどうですかというお話がありましたが、倉敷市教育委員会としましては、自立応援室と言いまして、教室とは別の部屋を学校の中に設けて、そちらに登校できるような支援体制を組み、学校に来ることができるような取組を行っているところでございます。それに加えて、倉敷教育センターでは、お家からなかなか出づら子ども達を対象に、オンラインでやりとりができるような支援体制を作って取り組んでいるところでございます。以上です。

委員： ありがとうございます。取り組まれていることはとても理解できるので、この辺りの数字の部分、「子どもにかかわる活動をしたことがある人の割合」もどんどん減っていると思うので、市の施設等で親子のかかわりができるようなことをしていただけるとありがたいと思います。よろしくお願ひします。

会長： ありがとうございます。今の意見に関連して、コロナのこともあつたりして不登校の定義もどんどん変わり、いろいろ学習機会の保証という方向で概念も変わっていくということは既に言われていますので、どういう子ども達を不登校という枠に入れるのかということ、また違う議論になっていくのかもしれませんが。備考欄に問題行動調査というのがあります。問題行動にするのかどうかという概念の扱い自体、話し合われていると思いますので、状況等をまたの機会にもお知らせいただけたらと思います。

委員： 【資料2】第二次くらしき子ども未来プランの67ページのデータが興味深いと思い、質問させていただきます。幼稚園の預かり保育や保育所の一時保育等が、令和11年度になると確保方策とほぼ変わらないほど需要が増えていくのは、保護者の方の共働きが増えることなどによるもので、この需要に対してこれから対応していかれるのだろうかというのをデータで示していただけたと思っています。また、同じ資料の28ページ、単位施策7には、新しく「保育士の負担軽減」という言葉も入っていました。こちらも興味深いなと思うところで、一時保育や預かり保育も保育士が対応しないといけない部分もあるのではないかと思います。実際に今考えられている保育士の負担軽減というのはどのようなことか、預かり保育の対応についても、もし今後の計画に考えられているものがあつたら教えていただけたらありがたいです。【資料4】未来プラン2024の9ページ、10ページあたりには、特に負担軽減や預かり保育の対応について記載はなかったもので、もしお考えのことがあつたらご教示いただけたらと思います。よろしくお願いします。

事務局： ご質問ありがとうございます。預かり保育や長時間利用に関しまして、保護者の方のニーズがだんだん増えており、できるだけ保育園にいる時間、幼稚園にいる時間を長くされたいという傾向があります。昔は買い物の前に園に寄られてその後買い物に行かれていましたが、今は買い物が先になってその後園に行くという方が増えており、だんだん預かる時間が延びている状況があります。今、保育者が非常に不足しています。人材不足もありますし、就労人口自体も減っている中で、長時間利用の子どもに対応するだけの保育者を確保できるのかという点が、市としても大きなポイントとなっています。さらに、新聞報道等であります「こども誰でも通園制度」が実施になりますと、保育者がさらに必要になるのではないかと懸念もあります。が、倉敷市としてまず申しているのは、保護者の方に対して本当に必要な時間で保育園や幼稚園を利用していただきたいとお願いをしています。そうしなければ保育士などの先生にすべての負担がかかってしまいます。保育士などの先生方も子育てをされていたり、家庭で介護を抱えていたり色々なことがあります。保育士の先生も地域、社会の中の一員だということをまずはご理解をいただくということに力を入れています。国に対しても就労時間と利用時間について、きちんと国としての方向性を示してほしいということは何度も言わせていただいています。

保育士の働き方改革につきましては、育児時間等を保育士もきちんと取れるように職員配置を手厚めにしたり、登園管理等のICT化を進めたり、保育補助員のような保育士の資格がなくても働ける方を増員したりすることで、保育士の負担を軽減し、働き続けたいと思える環境にしないといけませんので、このようなことを踏まえて対応させていただいている状況です。また、大学等の講義にも行かせていただき、保育園や幼稚園で働く、子育て支援等で働くのはとても素敵なことです、きついとか色々なことを言われることがありますが、そうではなくて、倉敷市としてはどこで働こうと必ず支援をするので一緒に働いていけたらなということをお伝えし、支援させていただいているところです。

委員： ありがとうございます。

副会長： まずは【資料2】素案の25ページの単位施策1、新しく加わったヤングケアラーについての部分ですが、ここは言い方だけです。ここでヤングケアラーへの支援については終わってしまうのかと思ったら、40ページにも出てきますので、あくまでもここはヤングケアラーの啓発あるいはその内容について周知するための施策であるということを明記された方が良いと思います。「ヤングケアラーの周知について」等の文言にされた方が誤解を生まないようになるかなと、これはあくまで意見ですのでご検討ください。

次に28ページ、先ほど先生が仰っていましたが、保育士の負担軽減の後、「離職防止に向けた研修会の実施等」とあります。こういったものを実施するのに向う前に、離職防止と聞くと、やめないで、やめないで、という会議をするというイメージを持ってしまいます。そうではなくて、先ほど岡野課長が言われたように、保育士って子どもと触れ合って成長が見られて素敵な仕事だということを広めながら、それが結果として離職防止に繋がるということではないかなと思います。離職防止のための研修会として計画に書くのは、もちろん目的はそうだとすると、もう少し書き方をご検討された方が良いのではないかと文章を読んで思いました。

次に37ページ、単位施策23の一番下赤字の「すべてのこどもたちの居場所を確保」とは、どのようなものをイメージされているのか、具体的なものがあれば教えてください。

次に74ページ、子育て世帯訪問支援事業の方向性の2つ目、「産後ヘルパー」について、これも非常に良いことだと思います。「妊娠期から利用できるよう拡充していきます」ということは、もはや産後ヘルパーではないですよね。産後ではないので、例えば「妊産婦ヘルパー」ですとか、ここは言葉を変えられた方が良いと思います。これもあくまで意見ですのでご検討ください。

最後は具体的なことがあれば教えていただきたいのですが、75ページ、これも新しい施策です。子どもとの関わり方や子育ての悩みとか不安を共有することで解消してもらおうという施策なのですが、その共有し合える場を設けるとありますが、どのようなものを想定されているのか教えてください。

会長： お答えいただくのは、すべてのこどもたちの居場所の具体的なものと、不安を共有する場の想定、今の段階でどのようなイメージで理解したら良いかということをお教えいただければありがたいです。

事務局： ご質問ありがとうございます。75ページの共有し合える場については、5回1セットで子育てに関する色々なテーマについて講座を設けております。まず、講師の先生の講義をきいて、そのテーマに関して集まった方々でグループワークをするといった形式の講座で、年間10回実施しております。その中でテーマに沿った意見交換をする場と、普段の子育てで抱えている様々な悩みを皆さんで出し合って共有する、そして講師の先生からも助言をいただくものです。

事務局： 37ページのすべてのこどもたちの居場所の確保については、教育委員会、子ども未来部、様々な関係部署が連携しながら子ども達が健やかに過ごせる居場所について、検討しながら進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

副会長： 分かりました。すべてのこどもたちの居場所と書くのは簡単なのですが、本当にそれを

するための施策というのは実効性のあるものをお願いします。先ほどの講座も既に開催されているものを想定しているということだったのですが、こういった年代の子どもをお持ちの親御さんを想定するかによりますが、子ども相談センターの域を越えている、あるいは教育委員会も連携しなければいけない内容だろうと思うので、ほかの皆さんご意見もあろうかと思いますが、新しい施策ですので、今あるものプラスアルファというのも考えていただいた方が良くないかなと思います。

もう一つ、私が見落としているのかもしれないのですが、先ほど会長から登録数について質問のあった、くらしき子育てアプリについて、素案の中に見当たらなかったのですが、あれば教えてください。見落とすくらいの内容ですので、もう少し強くアピールした方がいいのではないかなという意見ということでお願いします。

事務局： 素案の中の35ページの単位施策21ですけれど、今後より力を入れていく予定ですので、大きく書かせていただいております。

委員： そもそもことになってしまうのですが、第二次くらしき子ども未来プランの策定が令和7年度から令和11年度ということになっていますが、確か前の計画は10年間で作られていたかなと思いき、これは5年たった時代も変わるということで、また5年後には新しく策定するようなイメージでお考えなのかなと想像がつくのですが、聞き落としていたらすみません。教えていただけたらと思います。

事務局： こども大綱というのは、国でこども大綱自体が5年間で更新される予定となっていて、それに合わせてこの計画も5年間でさせていただいております。

委員： ありがとうございます。

会長： 少し補足をすると、こども家庭庁が発足してから色々な仕組みが作られたので、その時にも見直しを5年後にすることを明示されており、それに合わせてということだと理解しています。

皆さんいかがでしょうか。そろそろ終わりの時間もみえてきた頃ですが、初めに【資料3】でご紹介いただいたように今日の私たちの意見を反映していただくこともそうですし、素案の段階の資料を見させていただけるなんて、とても貴重な機会だと思っています。今回の審議を踏まえてパブリックコメントを実施し、ざっと見ると余裕のある日程のように見えるかもしれませんが、よくこの日程でできるものだと率直に思うくらいタイトなスケジュールの中で、日夜、作られたのではないかと考えております。パブリックコメントも出るとしますので、皆さんにも関心をもってご参加いただけたらと思います。よろしくをお願いします。

それでは、予定されている議事は以上になります。これで議事を終えたいと思います。円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。

### 3 閉会

事務局： ありがとうございます。また、委員の皆様方には、熱心にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の予定は終了となります。最後に、事務連絡をさせていただきます。次回の

審議会ですが、令和7年1月23日の木曜日、14時からこの会場で開催いたします。なお、施設の認可等に関し、審議会を急ぎ開催することもあります。その際は日程が決まりましたら、早めにご連絡いたしますのでよろしくお願い致します。

閉会にあたり、子ども未来部長の月本が一言お礼を申し上げます。

月本部長： 本日は、大変お忙しいところ、令和6年度第2回の倉敷市子ども・子育て支援審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。ご審議いただきました次期計画の（仮称）第二次暮らしき子ども未来プランにつきましては、皆様からいただきましたご意見を踏まえ、令和7年度の公表に向け、パブリックコメント等の準備を進めてまいります。また、令和6年度で区切りを迎えます、現行計画の暮らしき子ども未来プランに基づき、引き続き、本市の子ども・子育て支援施策の充実を図ってまいりたいと考えております。今後とも、子どもの健やかな成長のため、ご支援をいただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局： それでは、令和6年度第2回倉敷市子ども・子育て支援審議会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。

お忘れ物がないよう、お気をつけてお帰りください。

会長 木戸 啓子 